

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

事業着手予定日の30日以上前までに申請が必要です。

※ 交付決定前に契約を締結し、または着工した場合は補助対象外です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	・ 交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・ 日付、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。 ・ 複数の改修工事を行う場合は最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
内訳書（様式第1－1）	・ 見積書の内容と一致しているかを確認します。 ・ 諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分し、実際の工事費に計上してください。	
住宅の所有者、建築年、延べ面積が分かる書類	・ 直近3か月以内に発行された名寄せ（土地・建物）、登記事項証明書等（原本） ・ 登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。 ・ 建築年が昭和56年頃で「地震に対する安全性が確認できる書類」を提出しない場合は、建築確認年月日が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）を添付してください。	
位置図	・ 住宅の配置が分かる住宅地図等 ・ 現地確認に伺う場合があります。対象住宅に印をつけてください。	
平面図、立面図、断面図等	・ 住宅全体の図面に省エネ改修を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。	
省エネ改修に係る見積書の写し	・ 施工会社名、申請者氏名、工事ごとの金額の内訳、建材、寸法、仕様、施工方法等が確認できるもの。（見積書で使用建材等の記載がない場合は別途、工事の内容の分かる書類を提出してください。） ・ 施工部位ごとの費用（税抜）を記載してください。（費用額は内訳書に記載する費用額と同じにしてください。） ・ 見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるよう明示してください。	
現況写真等 （カラー写真2種）	①住宅全景（正面及び側面）の写真 ②改修する部分の写真（既存設備を含む。） ・ 撮影場所、撮影日（直近3か月以内であること）、現況がZEH水準を満たしていないことの説明（例：現状はアルミサッシの単板ガラス窓でZEH水準を満たしていない等。）を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。 ・ 必ずカーテンなどを開けて撮影し、窓（サッシ）全体が写るように撮影してください。	

必要書類	注意事項	✓
B E L S評価書等の写し	・全体改修の場合のみ ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式	
建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類	・部分改修のみ ・子育てグリーン住宅支援事業に登録されている場合は登録されていることがわかるもの ・上記登録が確認できない場合は、建材メーカーの発行するカタログ（メーカー、仕様・性能、型番、製品番号、JIS規格等が分かるもの） ・該当の品番等をメーカー等で示してください。	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和56年5月31日以前に着工された建物の場合のみ ・本工事に併せて耐震改修を実施する場合は、耐震改修費補助金交付決定通知書等 ・本工事を行う前に耐震改修を実施した場合は、耐震性能証明書（参考様式）	
他の補助金等申請書の写し	・該当がある場合のみ	

＊その他注意事項＊

- ・申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- ・交付申請書の提出時に滞納状況の確認を行います。
- ・提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- ・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。
- ・提出書類に不備等があった場合、申請順の保証、予約または確保はいたしません。

〈あいち電子申請〉

- ・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- ・様式第1はPDF形式で提出してください。



〈窓口〉

- ・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
- ・審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

交付決定

- ・審査後、申請者へ交付決定通知書を送付します。
- ※ 審査期間は概ね30日程度となります。
- ・交付決定通知書が手元に届いてから、契約・事業着手してください。
- 交付決定前に契約を締結し、または着工した場合は交付決定を取消します。

変更申請

- ・交付決定通知後、やむを得ず事業内容を変更する場合は、速やかに変更申請書（様式第3）と内訳書（様式第1-1）、必要書類をご提出ください。
- ・軽微な変更（6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（実績報告書提出期限内に限る。）、補助金の額に変更がない工事内容の変更）の場合は変更申請は不要ですが、実績報告時に交付決定時より変更した内容がわかる書類を添付してください。

よくある質問

Q. 他の補助金等と併用することはできますか

A. 愛知県環境局が実施している愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金については、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで制度を併用することは可能です。

また、以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、工事契約及び工期が別で、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

- 住宅省エネ2025キャンペーン（国）

- 「子育てグリーン住宅支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」

- 既存住宅における断熱リフォーム支援事業（国）

Q. 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか

A. 個人、法人等は問いませんが、省エネ設計・改修を実施する住宅の所有者（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合※が補助対象者となります。

ただし、公的機関の所有する住宅は対象となりません。

※ 管理組合：区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

Q. 管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか

A. 共同住宅の申請は区分所有者により戸毎に申請していただくほか、管理組合により一申請で複数住戸について申請することも可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第1項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。

Q. 工事請負契約をせずに所有者自らが行う（DIY）改修は対象になりますか

A. DIYで行うものは補助対象になりません。

Q. 新築や建替は補助の対象になりますか

A. 新築、増築建替は対象となりません。既存住宅の改修のみが補助対象です。

Q. 設計と改修工事を分けて申請することはできますか

A. 設計と改修は分けて申請することができませんので、どちらについても補助を受けた場合には、交付申請は合わせて行っていただく必要があります。

Q. 補助を受けて改修を行った住宅を再度改修する場合にも補助を受けられますか

A. 全体改修か部分改修かに関わらず、補助対象となるのは1住戸あたり1回までです。

Q. 設備の効率化に係る工事のみでも補助対象となりますか

A. 設備の効率化に係る工事のみでは補助対象とはなりません。設備の効率化に係る工事については、複数の開口部の断熱化工事と併せて行う必要があります。また、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下である必要があります。

Q. 既設設備の更新も補助対象となりますか

A. 改修後の設備がZEH水準の仕様基準を満たす場合には対象となります。ただし、既設の設備がZEH水準の仕様基準を満たしている場合には対象とはなりません。

Q. 増築にあたって既存部分の設計・改修を行う場合は補助対象となりますか

A. 既存住宅の設計・改修に係るもののみが補助対象となります。例えば、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。

Q. 部分改修における開口部とは

A. 開口部は任意の位置を対象としたもので構いませんが、居間等の滞在時間の長い主要な室や、省エネ性能の低い開口部を対象としていただくなど、省エネ性能の向上のために適切な位置となるように努めていただくことが望ましいです。

Q. ZEH水準の仕様基準に適合する建材・設備とはどのようなものですか

A. 開口部、躯体（断熱材）については、ZEH水準の仕様基準に適合するものとして「子育てグリーン住宅支援事業」の型番リストで公開されている型番の建材が使用可能です。ただし、省エネ基準地域区分に適合していることや、断熱材の厚さが仕様基準に適合するように施工されることを確認する必要があります。また、その他カタログ等によりZEH水準の仕様基準への適合が確認できるものも使用可能です。設備については、「子育てグリーン住宅支援事業」の型番リストで公開されている型番の設備機器、その他カタログ等により所定の要件への適合が確認できるものが使用可能です。

補助金受給までの手続き

申請者

1 交付申請

令和7年6月2日(月)～令和7年12月26日(金)に
あいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の30日以上前までに申請
※ 交付決定前に契約した工事は補助対象外です

申請者へ交付決定通知書が郵送される

2 交付決定

3 事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、
契約を締結し、着工してください。
- 申請内容に変更があった場合は、
速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

4 実績報告

完了日から3か月後の末日または
令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み
(実績報告から1か月程度)

5 補助金交付

安城市
環境都市推進課（北庁舎2階）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>住宅省エネ改修促進補助金制度)
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。